

別 添

放射線管理区域内で就労する従業者の管理の
徹底に関する調査結果について

平成 20 年 6 月 18 日

東京電力株式会社

目的

平成 20 年 6 月 5 日付経済産業省原子力安全・保安院指示文書「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について」にもとづき、実施した以下 2 項目の調査結果を報告する。

- (1) 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果
- (2) 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

調査方法

- (1) 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み

原子炉施設保安規定及び関連マニュアルに基づき、当社原子力発電所の放射線管理区域内で就労する際の、放射線業務従事者の指定及び管理区域立入許可申請手続きを確認し、本人確認の仕組み及び運用状況を確認する。

- (2) 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

a . 調査対象者

平成 20 年 6 月 5 日時点での当社原子力発電所における協力企業の放射線業務従事者 12,342 名

放射線業務従事者数	放射線業務従事者数		
	協力企業 (調査対象)	社員	合計
福島第一原子力発電所	5,412 名	1,059 名	6,471 名
福島第二原子力発電所	2,259 名	667 名	2,926 名
柏崎刈羽原子力発電所	4,671 名	1,234 名	5,905 名
合計	12,342 名	2,960 名	15,302 名

社員は、本人確認が明らかであることから調査対象から除外した。

b . 本人確認手順

当社が調査対象者リストを抽出し、当社から各元請会社に対して調査対象者の本人確認依頼を行い、各元請企業にて本人確認を実施する。なお、元請企業が下請企業に依頼する場合には、元請企業が立会いを行う。確認の実施者は、対象者から写真入り公的証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（以下、住基カードという）船員手帳、外国人登録証明書に限定）の提示を受け、それにより本人確認及び生年月日（放射線管理手帳との確認も含む）の確認を行う。

なお、これらの写真入り公的証明書がない場合は、地方自治体が発行する「住民票の写し」の原本（以下、「住民票原本」という）と健康保険証などの公的有資格者証の組み合わせにより本人確認及び生年月日（放射線管理手帳との確認も含む）の確認を行う。

また、当社は各元請企業から上記の確認結果を記入したリスト及び証憑書類（各対象者からの提示をうけた証明の写し）の提出を受け、リスト内容と証憑書類とを照合することにより確認を行う（添付資料 - 1 ）。

調査結果

- (1) 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果

a . 本人確認の仕組み

放射線管理区域内で就労する者の放射線管理区域への出入管理については、原子炉施設保安規定（第95条 管理区域への出入管理）で、管理区域への立入許可に係る事項を定め、それにもとづいて、許可を与えることを規定している。また、原子炉施設保安規定にもとづき定める「管理区域立入者登録管理マニュアル」に従って、放射線管理手帳の記載内容と放射線業務従事者登録申請書の記載内容との照合を行うこととしている。この放射線業務従事者登録申請書は運転免許証、パスポート、放射線管理手帳（入域実績のあるもの）写真付有資格者証、写真付社員証、いずれもない場合には元請企業代表者と所属企業代表者の証明により本人確認を実施したものとなっている。

なお、放射線管理手帳の交付を受ける際には、雇用主が公的証明書（運転免許証、住民票記載事項証明書、パスポート、写真付有資格者証等個人を確認できるもの）で本人確認を行うとともに、18歳以上であることを確認した上で、手帳発効機関に放射線管理手帳の申請を行う仕組みとなっている。（添付資料 - 2）

b . 仕組みの確認結果

本人確認の運用状況については、管理区域立入者登録管理マニュアルに基づいて運用されていることを業務実施担当者への聞き取りにより確認し、上記の仕組みどおり本人確認が行われていることを確認した。

しかしながら、放射線管理手帳が本人であり、18歳以上であることが確認できる書類と捉え、申請者（元請会社）からの申請に対して、「申請書」の記載内容及び放射線管理手帳の記載内容を確認し、同一であると確認しているため、放射線管理手帳に記載されている個人識別情報が詐称されている場合、それが詐称されているかどうか判断できない仕組みになっている。

(2) 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

平成20年6月5日時点での当社原子力発電所における放射線業務従事者全員（対象者12,342名）について上記 - (2) - b . の手順により本人確認作業を行った。

その結果、本人確認できた12,186名（全対象者の約99%）の放射線業務従事者の中には、18歳未満の者がいないことを確認した。なお、遠隔地居住のために、郵送により住民票原本を取り寄せている状況にある者や、放射線業務従事者登録をしているものの短期的に発電所を離れていて、確認に時間を要している者（現在、就労中の者など：103名）については、6月30日までの間で特定した確認予定日の報告をうけ、その期日までに本人確認を行うものとした。なお、その期日を過ぎて、確認が取れない場合には機械的出入禁止措置をかけることとしている。

	確認者数	確認予定		合計
		現在、就労中の者など	当面、就労予定のない者など	
福島第一原子力発電所	5,348名	34名	30名	5,412名
福島第二原子力発電所	2,242名	10名	7名	2,259名
柏崎刈羽原子力発電所	4,596名	59名	16名	4,671名
合計	12,186名	103名	53名	12,342名

なお、平成20年6月5日時点では放射線業務従事者ではないが、同様の事案として、18歳未満の者が平成20年1月18日から1月31日まで福島第一原子力発電所の放射線管理区域内で就労していた事案を確認した。（6月12日公表済み）

現時点における措置

(1) 今回の調査対象者の取扱い

6月17日夕刻までに本人確認が未実施の者(当面 就労予定のない者など)については、本人確認が済むまでの間、原則として、機械的出入禁止措置をかけることとした。

(2) 放射線業務従事者登録手続きの取扱い

放射線管理区域内での18歳未満の者の就労があったことに鑑み、本人確認の調査の依頼に際して事案の概要及び厳正な本人確認の実施について関係者に周知を行った。

また、6月5日以降、放射線業務従事者の登録手続き時に行う本人確認に使用する証憑書類を以下に限定し、放射線業務従事者に登録するときの窓口での原本による確認を徹底した。

運転免許証

パスポート

住基カード

外国人登録証

上記のいずれも所持していない場合は、「住民票原本」と公的有資格者証の組み合わせ

今後の予定

当社においては、上記 - (2) の取扱いを継続実施し、本人確認を厳格に実施していく。

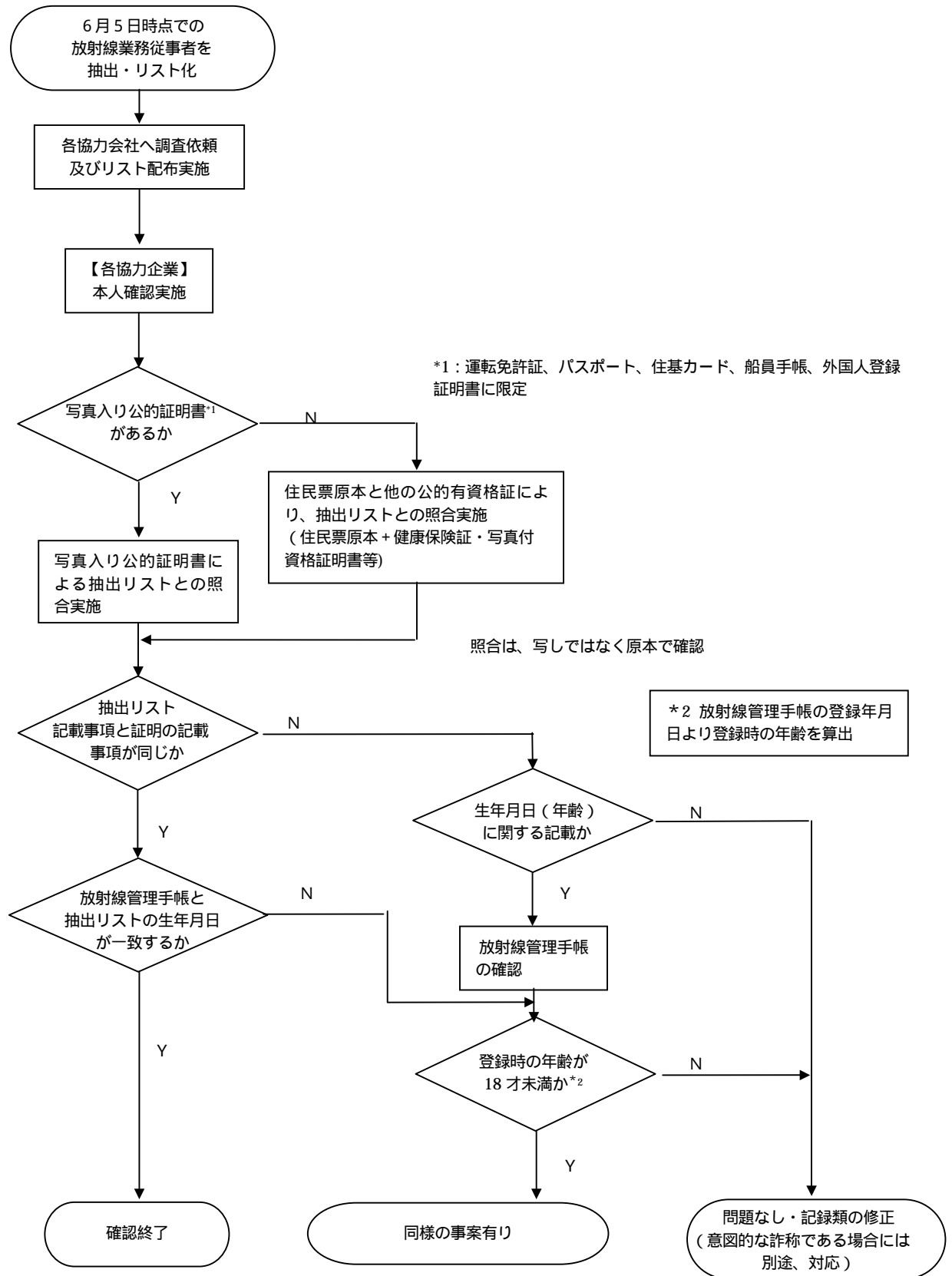
加えて、放射線管理手帳制度における一連の手続きにおいて本人確認をより厳格化することなど、放射線管理手帳の不正な取得を防止するための方策について、関係機関と検討していく。

なお、平成20年6月16日付で、放射線従事者中央登録センターから手帳発効機関に対し、「放射線管理手帳発行時における個人識別項目の確認の徹底について(お願い)」が発出されている。

手帳取得申請の際に雇用主が確認した公的資料については、申請の受け側である手帳発効機関においても、原則として原本を直接確認し不正等のないことを再確認することのお願い

以 上

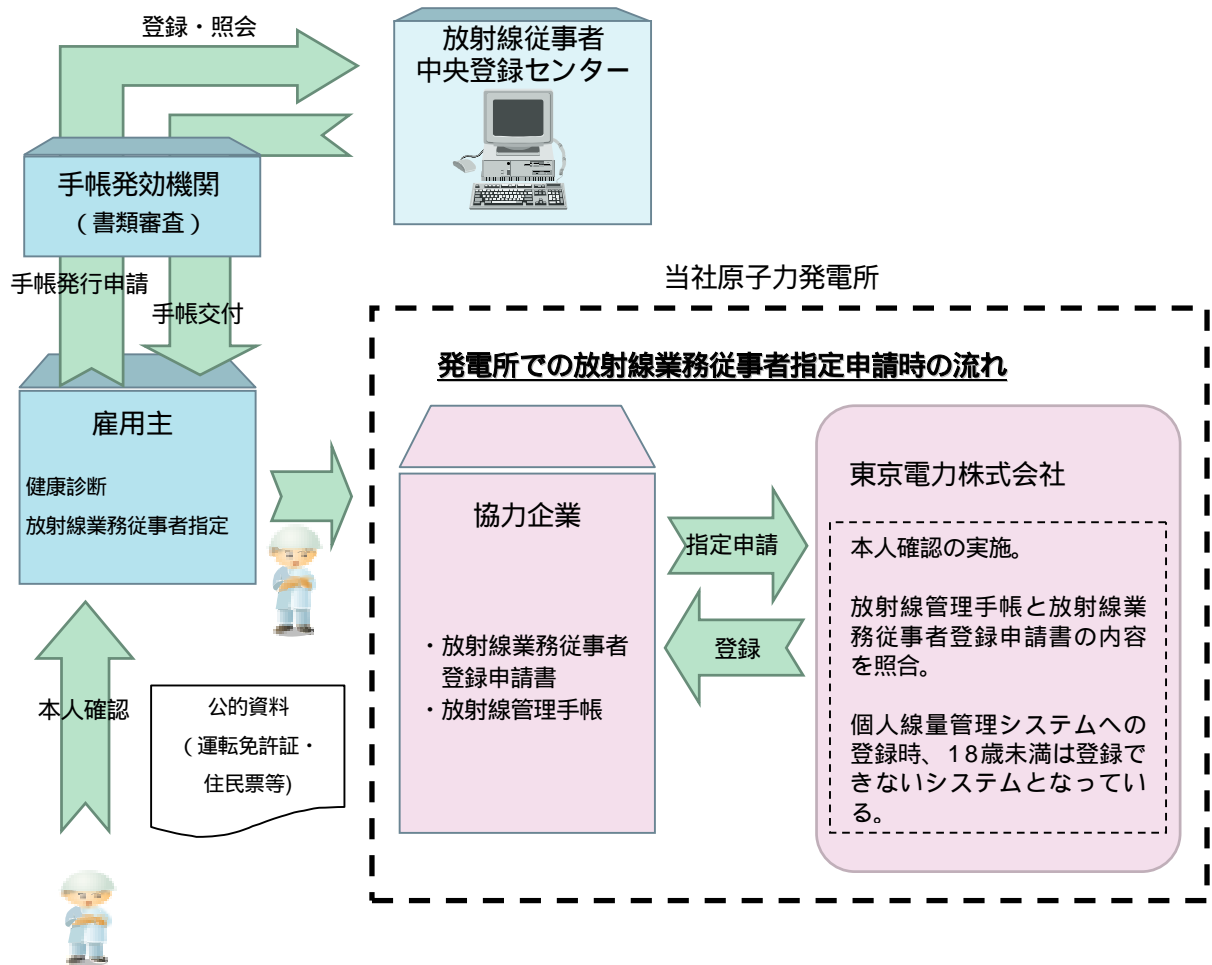
放射線管理区域内で就労する従業員の本人確認フロー



当社が、各元請企業から上記の確認結果を記入したリスト及び証憑書類（各対象者から提示いただいた証明の写し）の提出をうけ、リスト内容と証憑書類を照合することにより確認を行う

本人確認の仕組み

放射線管理手帳発行の流れ



現状 (6月4日以前)	放射線業務従事者の登録手続き時に 運転免許証、 パスポート、 放射線管理手帳 (入域実績のあるもの)、 写真付有資格者証、 写真付社員証、 いずれもない場合には元請企業代表者と所属企業代表者の証明で本人確認
今後 (6月5日以降)	放射線業務従事者の登録手続き時に行う本人確認に使用する証憑書類を 運転免許証、 パスポート、 住基カード、 外国人登録証、 上記のいずれも所持していない場合は、「住民票原本」と公的有資格者証の組み合わせに限定し、放射線業務従事者に登録するときの窓口での原本による確認を徹底